（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十九年二月十九日付けの日本国政府とスウェーデン政府との間の交換公文（以下「千九百九十九年交換公文」という。）による合意及び千九百九十九年二月十九日にストックホルムで署名された議定書によって改正された千九百八十三年一月二十一日にストックホルムで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する二千十三年十二月五日にストックホルムで署名された議定書（以下「二千十三年議定書」という。）に言及するとともに、次の提案を日本国政府に代わって行う光栄を有します。

千九百九十九年交換公文に含まれる合意は、終了し、かつ、適用されなくなることが了解される。

本使は、前記の了解がスウェーデン政府により受諾される場合には、この書簡及びその旨の貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が、二千十三年議定書第二十条2の規定に従って二千十三年議定書が適用される最初の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十四年九月十二日にストックホルムで

スウェーデン駐在
日本国特命全権大使　森元誠二

スウェーデン
外務省アジア太平洋局長　ヘレーナ・ソンゲランド殿

（スウェーデン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、スウェーデン政府が前記の了解を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が、二千十三年十二月五日にストックホルムで署名された議定書第二十条2の規定に従って当該議定書が適用される最初の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年九月十二日にストックホルムで

スウェーデン
外務省アジア太平洋局長　ヘレーナ・ソンゲランド

スウェーデン駐在
日本国特命全権大使　森元誠二閣下

○国土交通省告示第九百十号

名古屋飛行場の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年九月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　愛知県　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番二号

二　空港の名称及び位置　名古屋飛行場　愛知県西春日井郡豊山町

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十年国土交通省告示第四十二号及び同年国土交通省告示第五百五十号を参照。）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　百七十万二千二百八十四平方メートル

四　空港の範囲を示す詳細図を愛知県庁及び豊山町役場において縦覧に供する。

別図　名古屋飛行場

